

マネックスポイント投資規定・新旧対照表

(下線が改定部分)

旧	新
<p>第1条 略</p> <p>第2条 (利用対象ポイント)  <u>当社は、本規定にいうマネックスポイントは、「マネックスポイントサービス利用規定」第2条に定めるマネックスポイントとします。</u></p> <p>第3条 (ポイントの買取)</p> <p>1. お客様は、当社ウェブサイトにおいて当社が定める投資信託の買付注文 (金額指定の場合に限ります。以下同じ。) をする時にマネックスポイントを利用することができます。他の金融商品、他の注文方法ではマネックスポイントを利用することはできません。</p> <p>2. 当社は、お客様がマネックスポイントの利用を希望し、指定した数量のマネックスポイントを、当社ウェブサイトで指定する換算率にて買取ります (以下、「ポイントの買取」といいます。)。お客様は、これにより取得した金額を、投資信託の買付代金の全額または一部 (約定代金および買付代金、手数料および消費税を含みます。以下同じ。) に必要な金銭に充当することができます。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 (マネックスポイントの返還等)</p> <p>2. 前項各号に該当する場合で、当社がマネックスポイントの<u>買取</u>を中止または取り消す時点において、取消しにかかるマネックスポイントの全部または一部が有効期限日を経過しているときは、有効期限を経過したマネックスポイントは失効し、当社はこれを返還することはできません。</p> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: right;">(2022年10月20日)</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 (利用対象ポイント)  本規定にいうマネックスポイントは、「マネックスポイントサービス利用規定」第2条に定めるマネックスポイントとします。</p> <p>第3条 (ポイントの買取)</p> <p>1. お客様は、当社ウェブサイトにおいて当社が定める投資信託の買付注文 (金額指定による<u>買付または投資信託積立取引取扱規定に基づく積立</u>の場合に限ります。以下同じ。) をする時にマネックスポイントを利用することができます。他の金融商品、他の注文方法ではマネックスポイントを利用することはできません。</p> <p>2. 当社は、お客様がマネックスポイントの利用を希望し、指定した数量のマネックスポイントを、当社ウェブサイトで指定する換算率にて買取ります (以下、「<u>マネックスポイントの買取</u>」といいます。)。お客様は、これにより取得した金額を、投資信託の買付代金の全額または一部 (約定代金および買付代金、手数料および消費税を含みます。以下同じ。) に必要な金銭に充当することができます。</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 (マネックスポイントの返還等)</p> <p>2. 前項各号に該当する場合で、当社がマネックスポイントの買取を中止または取り消す時点において、<u>中止または取消し</u>にかかるマネックスポイントの全部または一部が有効期限日を経過しているときは、有効期限を経過したマネックスポイントは失効し、当社はこれを返還することはできません。</p> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: right;">(2026年3月26日)</p>